

第5回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成29年11月13日

上富良野町農業委員会

第5回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成29年11月13日（月） 午後1時30分から午後2時00分

2 場 所 JAふらの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	北村 啓一	3	岩田 修
4	佐藤 良二	5	沼沢 春美	6	桑田 俊和
7	島田 政志	8	三好 利和	9	対馬 徹
11	長谷川裕見	12	井村 昭次	13	青地 修

4 欠席委員

10	井村 悅丈				
----	-------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 土地の現況証明下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） (着席)

開会の宣言

事務局長 只今より、第5回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
4番、佐藤良二 委員に合わせ、ご唱和ください。

佐藤委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は12名であります。
定数に達しておりますので、これより第5回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1、会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
7番、島田政志 君、8番、三好利和 君、を指名いたします。

議長 日程第2、「報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 報告第1号について、ご説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第1号朗読。

1番、土地の所有が○町○丁目○番○号の○○○○さん、今まで借りていた方が○○線○○号の○○○○さん、地番は上富良野町○○○○番○○と○○と○○の3筆、地目は畠、面積48,199m²です。所在は○○地区の○○の裏辺りになります。土地の引渡しは10月31日で合意解約。元の賃貸借については、農業基盤強化法による平成23年2月9日から平成33年11月30日までの賃貸借でした。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長　日程第3、「諮問第1号、農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長　諮問第1号について、ご説明いたします。
○○法人○○○○より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成29年11月13日提出　上富良野町長　向山　富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。

農地保有合理化促進事業の担い手支援タイプ事業により、○○法人○○○○と、○○○○さん、○○○○さんとそれぞれ5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すことになります。以下、内容を朗読いたします。

1番については、地番○○○○番○○と○○○○番○○、田が2筆、面積16,032m²、賃貸です。賃貸の価格は、年間51,680円です。賃貸の価格は、売渡し価格の2%が毎年の賃貸料となります。明日の公告をもって賃貸借の開始となり5年間の期間で平成34年9月14日まで。

賃4番、出し手は札幌市中央区の○○法人○○○○、受け手は○○線○○号の○○○○さん、地番○○○○番○○、○○○○番○○、○○○○番○○の田2筆と畠1筆、面積33,471m²、賃貸借は152,480円です。期間は平成29年11月14日から平成34年9月14日まで。

議長　諮問第1号について、提案に関する補足説明を願います。
「8番、三好利和　委員」

8番、三好です。諮問第1号について、補足説明いたします。

三好委員　賃3番、出し手、札幌市中央区、○○○○さん
受け手、○○線○○号○○番地○○、○○○○さん
所在地は、○○線○○号です。

賃4番、出し手、札幌市中央区、○○○○さん
受け手、○○線○○号、○○○○さん
所在地は、○○線○○号です。

○○地区、○○○○さんの離農に伴い、本年1月20日に○○地区の斡旋会を実施し、売買が成立したところでしたが、○○○○の合理化事業を活用していくということです。

慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長　これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、賃3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、賃4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。

平成29年11月13日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。以下、内容を朗読。

1番

地番〇〇〇〇番〇〇、地目は畠1筆、面積1,014m²。出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんです。内容は売買です。位置図で説明します。図面の左側中央になるのが〇〇〇〇さんの住宅で、その横に畠があります。〇〇〇〇さんの離農に伴い売買の斡旋会がありました。この畠の一部について売る所と自分で残して使いたい所があった関係で、売買の斡旋から除外した経過があります。今回、分筆登記をしたので、斡旋の時に売買できなかった部分について今回売買をすることになりました。

議長 これをもって提案に関する説明を終わります。

議案第1号について、提案に関する補足説明を願います。
「2番、北村啓一 委員」

北村委員 2番、北村です。議案第1号について、補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号、〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号、〇〇〇〇さん

北村委員 所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの離農に伴う売買の斡旋の際、分筆が必要となったため、斡旋からは除いた経過があり、今回分筆登記が済みましたので、〇〇〇〇さんへの売買となつたものです。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題いたします。議案第2号を事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請のあつた次の件について、審議を求める。

平成29年11月13日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、冬期間のクロスカントリースキーコースに伴う一時転用でございます。審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

1番、2番、3番とありますが、それぞれ〇〇地区の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの農地を〇〇〇〇が借り受けて、クロスカントリーのスキーコースとする内容です。

1番

〇〇〇〇番〇〇の内地番、他全部で畠3筆、面積2,687m²、土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇です。一時転用の期間としては許可の日から平成30年3月31日までです。

2番

〇〇〇〇番〇〇の内地番を含め全部で畠4筆、面積3,879m²、土地の所有は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、内容については同じです。

3番

〇〇〇〇番〇〇の内地番他1筆、合計畠2筆で1,760.1m²、土地の所有は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、内容については同じです。

議長 議案第2号、1番、2番、3番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番、桑田俊和 委員」

桑田委員 11番、桑田です。議案第2号、1番、2番、3番について、補足説明いたします。

○○地区の○○○○さん、○○○○さん、○○○○さんの3件の農地を冬期間、クロスカントリースキーコースとして一時転用する内容です。
○○○○が平成30年3月31日までの期間、図面のとおりクロスカントリースキーコースの周回コースとなっております。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 コース上に色塗りがされていない所がありますが、○○○○の所有地と理解してよろしいか。

事務局長 図面でピンクの所が○○○○さん、黄色い所が○○○○さん、青い所が○○○○さん、色の塗ってない所は、○○○○さんの上の方になるので○○○○の所有ではない。ここについては地目が農地ではないかと思われる。

議長 よろしいですか。

島田委員 はい。わかりました。

議長 他にありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第2号、1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第2号、2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第2号、3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、議案第3号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。議案第3号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第3号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求める。

平成29年11月13日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

1番

上富良野町の地番は○○○○番○○、地目は公簿上では田、面積は39m²、土地の所有者は○○線○○号の○○○○さん、申請者は土地家屋調査士さんですが旭川市○条通○丁目右○号の○○○○さんが委任を受けて申請をされています。申請の目的は地目変更です。現況証明の資料と図面で説明します。まずは図面をご覧ください。上の方が航空写真と地籍図、下の方が分筆の内容ですが、○○道路から取付けがあり○○○○さんの住宅となっている。Tの字になっている所が全部宅地という登記になっている。○○○○さんの住んでいる住宅が青い屋根の所です。そこの右側にビニールハウスが昔からあり、ここ地籍の境界がビニールハウスに跨ってガッキになっていたのが分筆前の状況です。土地の現況調査の資料で現地確認の資料を添付しますが、○○○○さんの住宅周りと北側に水田がありますが、水田の法面というか畔というか法面と住宅地周りの段差がある所、昔から現在のような形になっており、昔からあったビニールハウスを取壊して今回住宅を建設された。今回住宅を建設した所についても昔から宅地だとおもっており、そこに住宅を建設しましたが、融資の関係等で地籍を詳細に調べたところ農地が被っていた事が判明した。一部分の農地にかかっていた箇所を分筆登記して、宅地として証明の依頼となりました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。

8番、三好利和 委員

三好委員 8番、三好です。11月7日に北村委員、岩田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は、○○地区、○○線○○号、○○○○さん。
所在地は、○○線○○号、○○○○さん住宅周辺です。

土地の経過については、事務局の説明通りです。
公簿上は農地ですが、宅地とすることが適當だと思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

事務局長 現地調査票の説明の所に土地利用経過の聴取内容ということで、説明したとおりの事が書いてありますが、下の方で、今後このような行為がないよう、農地法を遵守しますので証明をお願いしますと、反省文といいますか始末書というものを○○○○さんか差出してもらっていることを申し添えます。

議長 何かありませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第5回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。「礼」

以上、報告1件、諮問1件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時00分

上記第5回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成29年11月14日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____